

5月17日会社提案「乗務員勤務制度の見直し」受ける!

【多様な働き方の実現】

①育児・介護勤務適用者の育児介護行路における「行路選択制の導入」

②育児・介護勤務適用中の「勤務制限の緩和」

→短時間行路を「乗務割交番」から遊離し、育児・介護勤務 A 適用社員が、複数設定された短時間行路を選択できるようにする。また、本人希望によって 6 時間に満たない場合でも「欠在」とし、帰宅できる。さらに本人希望により、6 時間を超える（泊行路含む）勤務も可能とする。

③乗務員の指導等を行う社員の「本線乗務機会の拡大」

→指導担当が指導業務と併用して拘束時間内に乗務する。

④支社企画部門社員の「短時間の本線乗務の指定」

→制度導入以降に乗務員から支社企画部門へ転勤した社員は、支社勤務（系統問わず）と併用して拘束時間内に元職場の乗務線区を乗務する。

⑤本線に乗務する「主務職社員への新たな役割の付与」（短時間の乗務及び当直業務に就く）

→主務職が「当務主務」として、当直業務と併用して拘束時間内に乗務する。※発令行為

◆当務主務や支社企画部門で乗務する社員は、当該乗務員区において訓練を受ける。

◆短時間行路利用者がいない場合は予備勤務者が乗務する。その場合 7 時間 10 分を満たすまで待機、またはその他時間とする。※7 時間 10 分を満たない臨行路等はこれまでと変わらない。

◆支社から元乗務員区への移動に時間を要す場合は、支社に行かなくても支社業務を可能とするため「サテライトオフィスの導入」などを検討している。

【効率性のさらなる追求】 【働きがいのさらなる創出】

①稠密線区における「拘束時間限度の延長」 ②短時間行路の「乗務割交番からの遊離」

③稠密線区における「行先地の時間の一部延長」 ④在宅休養時間の一部延長

→稠密線区の労働時間 B を縮小し、労働時間 A を 7 時間 10 分に近づける。拘束時間と朝食時間の縛りを拡大する。一般線区においても労働時間 B を縮小し、7 時間 10 分に近づける。拘束時間の縛りはない。そのため、休日を挟む「在宅休養時間」を拡大する。

→要員算出は行路数であり、現行と変わらない。当務主務も本線乗務員「1」としてカウントする。当務主務として当直の作業ダイヤに入るため、当直助役は余剰を見出す。その時間を利用して添乗や人材育成等を行う。当直助役が出面で 3~4 名の箇所は要員減もあり得る。

【賃金制度の改正】

→手当の改正を行うが、内容は成案ができ次第、別途提示する。

現場で働く者の視点から職場議論を巻き起こそう!